

新発田市スポーツ協会事務局規程

(趣 旨)

第1条 この規程は本会規約第2条第2項の規定により、新発田市スポーツ協会事務局（以下「事務局」という。）の事務処理等に関して必要事項を定めるものとする。

(職 員)

第2条 事務局に職員を置き会長がこれを委嘱する。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局員 若干名

(職務及び権限)

第3条 事務局長は、事務を掌理する。

2 事務局員は、事務局長の命を受け事務を処理する。

(事務局長の専決)

第4条 事務局長の専決することのできる事項は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する事項は、専決することができる。但し、その場合会長に報告して承認を得なければならない。

第5条 事務局長に事故あるときは、あらかじめその命を受けた職員が代行する。

(旅 費)

第6条 スポーツ協会用務のため出張する職員の旅費は、特定非営利活動法人新発田市総合型地域スポーツクラブ就業規則を準用して支給するものとする。

(雑 則)

第7条 事務局の文書及び公印の取扱い、その他事務処理については、この規程に定めるもののほか、特定非営利活動法人新発田市総合型地域スポーツクラブの規程による。

附 則

この規程は、昭和50年4月1日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、昭和58年3月22日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、昭和62年4月1日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成元年4月1日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成11年4月1日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成25年4月1日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、平成30年4月1日より施行する。

附 則（一部改正）

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

別 表

事務局長専決事項

- 1 事務局員の服務に関する諸願届の処理に関すること。
- 2 事務局員の出張に関すること。
- 3 事務局員の時間外勤務、休日勤務、夜間勤務に関すること。
- 4 特に定められた予算の執行に関すること。